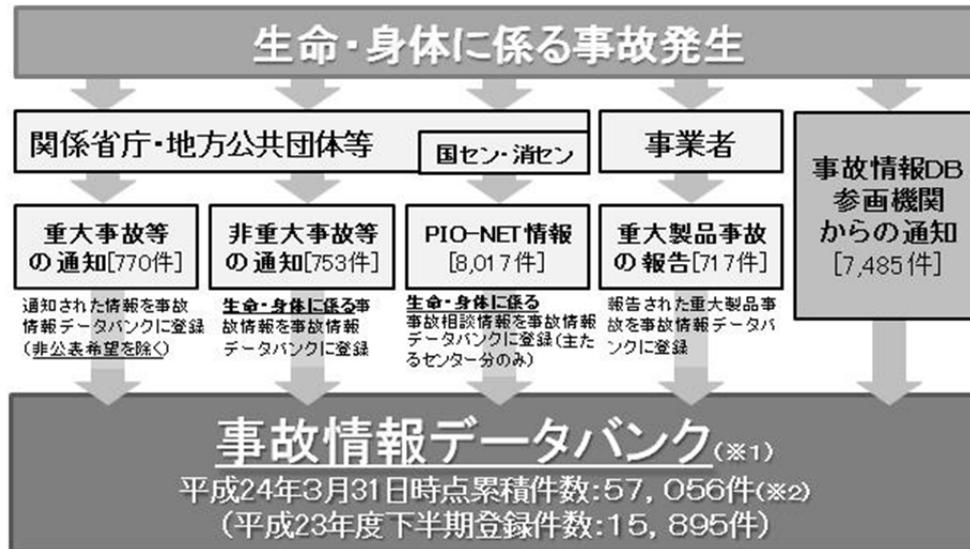


5. 事故情報データベースに収集された情報

【ポイント】

○平成 23 年度下半期の「事故情報データベース」への登録件数は 15,895 件であり、平成 24 年 3 月 31 日時点で登録されている情報は累計で 57,056 件となっている。



※1 事故情報データベースの参画機関は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国民生活センター、消費生活センター、日本司法支援センター、製品評価技術基盤機構、日本スポーツ振興センター、国土交通省。(平成24年3月31日現在)
※2 累計件数及び登録件数は、1事案が複数機関から通知されることがあるため、それぞれの件数を合計しても総件数とは一致しない。

事故情報データベースは、「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムであり、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターが連携し、関係機関の協力を得て、平成 22 年 4 月 1 日から実施しているものである。事故情報データベースに登録された生命・身体に係る消費生活上の事故情報は、インターネット上で簡単に閲覧・検索できる²⁵。

重大事故等や生命・身体に係る消費者事故等、PIO-NET 情報（「危害情報」及び「危険情報」）、重大製品事故をはじめ、参画機関²⁶から平成 23 年度下半期に 15,895 件（このうち、消費者庁、国民生活センターを除く事故情報データベース参画機関からの通知は 7,485 件）の事故情報が登録され、平成 24 年 3 月 31 日時点で登録されている情報は累計で 57,056 件となっている。

なお、平成 23 年度下半期の事故情報データベースへのアクセス件数は、57,964 件となっている。

²⁵ http://www.jiko.joho.go.jp/ai_national/

²⁶ 平成 24 年 3 月 31 日時点で、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、日本司法支援センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、国土交通省。

[参考] 事故情報データベースのホームページ

事故情報データベースシステム

事故情報データベースシステム

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

トピック ヘルプ よくある質問 お問い合わせ リンク集

文字を標準に戻す 文字を大きくする

事故情報データベースシステム

事故情報データベースシステムは、関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムです。
このシステムは消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して、関係機関の協力を得て実施している事業です。

事故情報トピックス

注目事故情報

- 石油ストーブ(開放式)
- 手すり用固定金具【NEW】
- 介護ベッド用手すり【NEW】

注目事故情報リスト

- 子供の事故リスト
- 高齢者の事故リスト
- 自転車での子どもに関わる事故リスト
- 暖房器具に関する事故リスト

検索ワードランキング

1 交通事故	5 食品
2 パナソニック	7 健康食品
ク	8 石鹸
2 レーシック	9 めがね
4 化粧品	10 IH
5 自動車	

事故情報を閲覧する

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

登録件数(H21年9月～)
57,056件

複数の単語をスペース区切りで指定できます
何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します

フリーワードで検索する | 詳しい条件で検索する

関係機関からの注目情報・お知らせ

- 取っ手部に体重をかけると転倒する外作業用の椅子(国民生活センター)
- ライターの取扱いに御注意ください！(注意喚起)(消費者庁)
- 電気こたつ、ゆたんぼ等の冬場の事故防止について(注意喚起)(製品評価技術基盤機構)
- 株式会社優が輸入・販売した電気ストーブ(ハロゲンヒーター)使用中止の呼びかけ(消費者庁)
- 薄型テレビの転倒防止対策の重要性(国民生活センター)
- はしごや脚立等による事故の防止について(注意喚起)(製品評価技術基盤機構)【NEW】

事故情報データベースからのお願い

- 事故情報データベースは皆様のご意見を踏まえながら改善を続けます。
[ご意見・ご要望をお聞かせください](#)

事故情報データベースからのお知らせ

- 検索ワードランキングは平日の朝に更新されます。

(注)事故情報データベース内の情報は、消費者事故に該当するか否かを確認・調査中の情報を含んでいます。
各関係機関の情報の属性については、「よくある質問」をご覧ください。

Copyright (c) National consumer affairs center of Japan All Rights Reserved

URL: http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/

6. 医療機関ネットワークに収集された情報

【ポイント】

- 平成 23 年度下半期に「医療機関ネットワーク」（参画機関²⁷は 13 機関）から収集された生命・身体に係る事故情報は 2,801 件²⁸であった。
- 危害内容別にみると、「転倒・転落」（階段等）が 1,139 件と最も多く、次いで「製品等との接触」（テーブル等）が 1,047 件となっている²⁹。

医療機関ネットワークは、消費生活において生命又は身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を利用した被害者から事故の詳細情報を収集し、同種・類似事故の再発防止にいかしていく取組を着実に推進することを目的として、平成 22 年 12 月より、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業として開始された。

平成 23 年度下半期において、同ネットワークから収集された生命・身体に係る事故情報は、2,801 件であった。

危害内容別の内訳は表 6-1 のとおりであり、「転倒・転落」（階段等）が 1,139 件と最も多く、次いで「製品等との接触」（テーブル等）が 1,047 件となっている。

○ 危害内容と傷病の程度（表 6-1）

	軽症	中等症	重症	重篤	死亡	その他	合計	備 考
転倒・転落	854	183	22	1	0	79	1,139	階段、自転車、椅子等
製品等との接触	900	67	1	0	0	79	1,047	テーブル、ドア、テレビ台、椅子等
窒息	1	2	0	0	0	3	6	パン、もち、飴等
熱及び高温物質との接触	229	47	10	0	0	14	300	お湯、調理油、ラーメン等
中毒・誤飲	232	21	2	0	0	14	269	医薬品、タバコ、化粧石鹸等
溺死及び溺水	1	5	0	0	0	0	6	浴槽
その他	26	5	1	0	0	2	34	
合計	2,243	330	36	1	0	191	2,801	

²⁷ 札幌社会保険総合病院、成田赤十字病院、独立行政法人国立成育医療研究センター、済生会横浜市東部病院、市立砺波総合病院、長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院、社会保険中京病院、京都第二赤十字病院、兵庫県立淡路病院、鳥取県立中央病院、県立広島病院、佐賀大学医学部付属病院、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター。

²⁸ 医療機関から届けられた総数であり、消費生活上の事故でない情報（交通事故等）は含まない。

²⁹ 「医療機関ネットワーク事業」で収集される事故情報は、13 の医療機関を受診する原因となった事故のうち、各医療機関が重大性などの観点から選択して収集するものであり、各医療機関を受診する原因となった全ての事故を対象としているものではない。

Ⅱ 消費者安全法等に基づく消費者庁の措置

【ポイント】

消費者庁は、集約及び分析した情報を基に、平成 23 年度下半期に、消費者安全法等に基づき以下の措置を行った。

○消費者安全法第 14 条第 1 項に基づき関係行政機関等に対し 20 件の資料提供要求を行うとともに、同法第 15 条第 1 項に基づき 5 件の消費者への注意喚起を行った。

○毎週の定期公表という形で、消費者安全法に基づいて通知された重大事故等を 770 件（前年同期 391 件）、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故を 789 件（前年同期 632 件）公表した。

○消費者被害の防止等の観点から、消費者に対して 8 件の注意喚起を行った。

1. 消費者安全法第14条第1項に基づく資料の提供要求等

消費者庁は、平成23年度下半期に、公表されていない案件を除き、消費者安全法第14条第1項に基づき関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センターその他の関係者に対し、以下の20件の資料提供要求を行った。

実施時期	内 容	発出件数
平成23年 10月25日 12月27日	「医療機関債」の勧誘・販売を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターから多くの相談が寄せられたことから、相談によりあげられた特定の医療法人及び事業者に対して、事実関係を把握するため、資料提供要求を行った。 当該医療法人より「医療機関債の新規の勧誘・販売は一切行っておりません」旨の回答があり、さらに当該事業者において「現在、勧誘が行われていないことも確認しております」旨の回答があったにもかかわらず、新たに勧誘されたとの情報が消費者から寄せられたため、再度、資料提供要求を行った。	4 ³⁰
12月7日	スーダンポンドやアフガニスタンアフガニといった国内では取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに多数の相談が寄せられていることから、相談によりあげられた事業者に対して、事実関係を把握するため資料提供要求を行った。	2
12月7日 12月28日	風力発電に係る「土地の権利」を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに相談が寄せられていることから、相談によりあげられた事業者に対して、事実関係を把握するため、資料提供要求を行った。 また、相談によりあげられた地域で、売電事業を行っている電力会社に対して当該事業者から接触を求めてきたことがあるか等の事実関係について資料提供要求を行った。	7
平成24年 2月3日	「太陽光発電事業」に関連するとみられる「合同会社加盟店」の募集を巡るトラブルについて、平成23年秋以降、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられていることから、相談によりあげられた事業者に対して、事実関係を把握するため資料提供要求を行った。	7

³⁰ 本報告の対象期間外であるが、別途、平成23年9月1日付で2件の資料提供要求を行っている。

2. 消費者安全法第15条第1項に基づく消費者への注意喚起

消費者庁は、平成23年度下半期に、消費者安全法第15条第1項に基づき、以下の5件の注意喚起を行った。

実施時期	内 容
平成23年 10月21日	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、消費者庁は、平成23年8月12日に6社の情報を公表し、消費者に注意喚起を行ったものの、その後も各地の消費生活センターに相談が寄せられた。消費者庁が調査したところ、さらにいくつかの業者（「株式会社RBA」など6社）が関与した事例について不適切な勧誘行為があることを確認したことから、再度、消費者に注意喚起を行った。
平成24年 1月20日	「医療機関債」の勧誘を巡るトラブルについて、平成23年度に入ってから、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられた。消費者庁が調査したところ、「医療法人社団真匡会」及び「共同医療事務センター株式会社」による「医療機関債」の発行・勧誘に関する相談が多くあることが分かった。その後、当該医療法人は、「医療機関債」の新たな発行を行わないとし、その旨を公表したにもかかわらず、この度、その後も当該事業者が新たな勧誘を行っていることが判明したことから、消費者に注意喚起を行った。
2月14日	風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関するトラブルについて、各地の消費生活センターに相談が寄せられた。消費者庁が調査したところ、特定の法人（「エコエネルギー開発合同会社」「株式会社国際コンサルティング」「株式会社日商コンサルティング」）の事例について、不適切な勧誘行為を確認したことから、消費者に注意喚起を行った。
2月17日	「太陽光発電事業」に関連するとみられる「合同会社加盟店」の募集を巡るトラブルについて、平成23年秋以降、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられた。消費者庁が調査したところ、特定の法人（「サンパワー株式会社」「株式会社日進商事」「フリークライアント合同会社」）についての相談が多く、それらには、不適切な勧誘行為に関する情報が含まれていたことから、消費者に注意喚起を行った。
3月13日	国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘を巡るトラブルについて、多数の相談が、各地の消費生活センターに寄せられた。消費者庁が調査したところ、特定の法人（「株式会社EXパートナー」「合同会社SIコーポレーション」）の事例について、不適切な勧誘行為を確認したことから、消費者に注意喚起を行った。

3. 消費者安全法又は消費生活用製品安全法によって入手した情報に基づく情報提供

消費者庁は、平成 23 年度下半期に、消費者安全法に基づいて通知された重大事故等を 770 件（前年同期 391 件）、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故を 789 件（前年同期 632 件）公表³¹している。

消費者安全法に基づく通知事案と消費生活用製品安全法に基づく報告事案について同じ事案を別々に公表している場合があるが、同じ事案と確認されたものについては、公表に当たってその旨を記載し、整理している。

さらに、定期公表後においても通知元である関係機関に対し、通知後の対応状況や原因究明状況等について、事故の再発防止等に役立つようにフォローアップを随時行っている。前回報告時（平成 24 年 2 月 10 日）に「対策検討・対策着手」、「原因分析着手」とされていたもの及び平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までに通知された情報に関する追跡確認状況³²（消費者庁が各重大事故の通知を行った関係行政機関に対して、その後の対応状況を確認した時点（平成 24 年 2 月 29 日）での状況）は、次のとおりである。

³¹ 消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大製品事故についての公表件数は、平成 23 年度下半期に、消費者庁においてプレスリリース及びホームページ掲載を行った事故情報を対象としている。このため、平成 23 年 9 月下旬に報告のあった事故で 10 月 1 日以降に公表を行ったものや、平成 23 年 10 月 1 日以前に消費者庁もしくは経済産業省（平成 21 年 9 月 1 日以前）に報告のあった事故で過去に公表を行っているものの、その後の更なる原因究明が進展したこと等により再度の公表を行ったもの（いわゆる再掲）が含まれる。

³² 重大事故等の追跡確認については、通知後、時間が経過していない場合、通知した状況から大きな変化がないことも想定されるため、一定期間が経ったものについて、追跡確認を行うこととしている。このため、報告対象期間のうち直近 3 か月間の通知については追跡確認を行っていないが、本報告の対象期間だけでなく前の期間に通知された重大事故等を含めて、追跡確認を行っている。

○ 追跡確認状況（平成 21 年 9 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日）

追跡確認状況	関係行政機関	地方公共団体等	計
(A) 対策実施	139	66	205
(B) 原因分析及び対策検討着手	513	95	608
(C) 未進展・その他	1	5	6
(D) 原因特定に至らず	180	4	184
(E) 消費者事故等に該当せず	95	11	106
小計	928	181	1,109
その他(相談者非公表希望等)	0	5	5
計	928	186	1,114

(注) 1. 追跡確認の対象期間は、消費者安全法が施行された平成 21 年 9 月 1 日以降平成 23 年 12 月 31 日までであるが、本表では、前回の報告時（平成 24 年 2 月 10 日。対象期間が平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までに通知された事案）において、追跡確認状況が、「対策実施」、「未進展・その他」、「消費者事故等に該当せず」、「その他（相談者非公表希望等）」であったものは、集計対象から除いている（「対策検討・対策着手」、「原因分析着手」であったものを対象として集計）。

2. 追跡確認状況の分類について、分かりやすさの観点から全体として見直しを行っている。具体的には、原因調査を行ったものの、製品や役務等に原因があるか否か特定に至らなかったものについては、注意喚起等を実施しているため、従来「(A) 対策実施」の内数として扱っていたが、今回より新たに「(D) 原因特定に至らず」の分類を設けた。また、従来「対策検討・対策着手」と「原因分析着手」を分けていたが、原因分析が終了したと同時に「対策実施」に移行できる事案が多く、また、対策検討が必要な場合であっても短期間で終了する事案が多いため、統合して「原因分析及び対策検討着手」に集計することとした。

なお、各分類の具体的な内容は以下のとおり。

(A) 対策実施：注意喚起・リコール・啓発活動等により事案処理済の事案。

(B) 原因分析及び対策検討着手：原因分析及び対策検討着手又は着手予定の事案。

(C) 未進展・その他：事実確認が困難である等により、未進展の事案。

(D) 原因特定に至らず：原因の調査を行ったが、製品や役務等に原因があるか否か特定できなかった事案。

(E) 消費者事故等に該当せず：原因分析の結果、消費者事故等に該当しなかった事案。

また、定期的な公表のほかに、消費者安全法に基づく消費者事故等（重大事故等を含む。）の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告をもとに把握した情報について、消費者被害の防止等の観点から消費者に対して以下の8件の注意喚起を行った。

実施時期	件名	内容
平成23年 11月30日	冬の身近な危険について その1 湯たんぽによるやけどにご注意を！	節電のため、エアコンなどの暖房器具の使用を控えて、湯たんぽを使用することが想定される中、やけど防止のため、平成22年度の事故事例の一部を紹介し、注意を呼びかけた。
12月16日	冬の身近な危険について その2 「燃烧」を伴う暖房器具を使う際は、一酸化炭素中毒にご注意を！	節電のため、エアコンや電気ストーブの使用を控え、石油機器、ガス機器、炭等を使用することが想定される中、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を引き起こすことがあるため、暖房器具等による一酸化炭素中毒事故の事例と事故予防のポイントを公表した。
12月27日	冬の身近な危険について その3 除雪機の取扱いにご注意を！	事故情報データベースに登録された除雪機による事故の中には巻き込まれによる死亡事故など被害が重大なものがあるため、本格的な積雪シーズンを迎えるに当たり、除雪機の事故事例と事故防止のポイントを公表した。
12月28日	食べ物による窒息事故防止のための情報提供について	年末年始には、もちを食べる機会が多く、もちを含め食べ物による窒息事故を防ぐため、特に子ども・高齢者について、事故の事例と事故防止のポイントを公表した。
平成24年 1月23日	冬の身近な危険について その4 石油ストーブや石油ファンヒーターに給油するときは引火事故などにご注意を！	石油ストーブや石油ファンヒーターの給油に関係すると思われる事故の報告を受けている。灯油は、火力が強く、火の回りが早いことから、死亡事故や建物が全焼する事故にもつながるため、事故事例と事故を防ぐためのポイントを公表した。
2月17日	ライターを取扱いに御注意ください！	平成24年2月14日に東京都で発生した幼児2名死亡の火災事故現場で、平成23年9月27日以降販売禁止の「チャイルドレジスタンス機能」が施されていない旧式ライターが見つかったとの報道を受け、火災原因は不明だが、ライターによる火災事故防止のため、注意を呼びかけた。

実施時期	件 名	内 容
2月27日	株式会社優（倒産）が輸入・販売した電気ストーブ（ハロゲンヒーター）使用中止の呼びかけ	平成24年1月7日に愛知県で1名が死亡する火災事故が発生し、原因となった電気ストーブが、過去に発火事故の危険性があるとして注意喚起がなされたものと同種の製品であることが判明したため、改めて使用中止を呼びかけた。
3月26日	ボツリヌス食中毒の発生について	鳥取県で発生したボツリヌス毒素を原因とする食中毒が発生したことを受けて、注意喚起を行った。

Ⅲ 消費者安全法以外の法執行・各種情報提供等

【ポイント】

消費者庁は、集約及び分析した情報を基に、平成 23 年度下半期に、消費者安全法以外に、以下の取組を行った。

- 景品表示法第 6 条に基づき 12 件の措置命令を、特定商取引法に基づき 25 件の業務停止命令及び指示を、特定電子メール法第 7 条に基づき 3 件の措置命令を行った。
- 関係機関等に対して 3 件の対応等の要求等を行った。
- 消費者に直接情報を提供する手段として毎週配信している「子ども安全メール from 消費者庁」については、平成 23 年度下半期に 25 件の配信を行った。平成 24 年 3 月 31 日現在の登録者数は 20,220 人である。
- 消費者庁は、地方自治体に貸与した放射性物質の検査機器による検査結果についてホームページで情報提供するとともに、「食品と放射能 Q & A」の配布や消費者とのリスクコミュニケーションを実施した。

なお、独立行政法人国民生活センターにおいても、消費者等への情報提供として、37 件の公表を行った。

1. 法執行・行政処分等

(1) 不当景品類及び不当表示防止法

消費者庁は、平成 23 年度下半期に、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 6 条の規定に基づき、以下の 12 件の措置命令を行った。

実施時期	件名
平成 23 年 10 月 20 日	株式会社トップアートに対する措置命令（美術品、工芸品等の販売価格に係る不当表示（有利誤認表示））
10 月 28 日	株式会社アールディーシーに対する措置命令（生食用かきを用いた料理に関する不当表示（優良誤認表示））
11 月 25 日	株式会社リアルに対する措置命令（食品の痩身効果に係る不当表示（優良誤認表示及び有利誤認表示））
	株式会社ビューティーサイエンスに対する措置命令（食品の痩身効果に係る不当表示（優良誤認表示及び有利誤認表示））
11 月 30 日	株式会社安愚楽牧場に対する措置命令（「黒毛和種牛売買・飼養委託契約」に基づく役務の取引に係る不当表示（優良誤認表示））
平成 24 年 2 月 9 日	有限会社モアナエモーションに対する景品表示法に基づく措置命令（スクーバダイビングの技能認定を受けるための教育コース料金に係る不当表示（有利誤認表示））
2 月 28 日	岩切自動車に対する措置命令（中古自動車の修復歴及び走行距離に係る不当表示（優良誤認表示））
	株式会社オートプレンティに対する措置命令（中古自動車の修復歴及び走行距離に係る不当表示（優良誤認表示））
	ガレージZEROに対する措置命令（中古自動車の修復歴に係る不当表示（優良誤認表示））
	株式会社キガサワに対する措置命令（中古自動車の修復歴及び走行距離に係る不当表示（優良誤認表示））
	B e n e t s a に対する措置命令（中古自動車の修復歴に係る不当表示（優良誤認表示））
3 月 8 日	株式会社リソウに対する措置命令（化粧品の美容効果等に係る不当表示（優良誤認表示））

(2) 特定商取引に関する法律

消費者庁は、平成 23 年度下半期に、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に基づき、以下の 25 件の業務停止命令及び指示を行った（消費者庁長官の権限委任を受けた経済産業局長が行ったものを含む。）。

実施時期	件名
平成 23 年 10 月 13 日	訪問販売業者株式会社ユトリホームに対する業務停止命令（不実告知、再勧誘、迷惑勧誘、勧誘目的不明示）
10 月 25 日	訪問販売業者朝日ソーラー株式会社に対する指示（再勧誘、迷惑勧誘）
10 月 27 日	電話勧誘販売業者株式会社エクセルシアに対する業務停止命令及び指示（再勧誘、迷惑勧誘、契約書面の不備記載、不実告知）
	電話勧誘販売業者株式会社イヴコスメティクスに対する業務停止命令及び指示（再勧誘、迷惑勧誘、契約書面の不備記載、不実告知）
12 月 1 日	訪問販売業者株式会社関東ライフサービスに対する業務停止命令（勧誘目的等不明示、重要事項の不告知、迷惑勧誘）
平成 24 年 1 月 26 日	訪問販売業者株式会社セカンドライフに対する業務停止命令及び指示（勧誘目的不明示、書面の不備、不実告知）
1 月 26 日	訪問販売業者株式会社蔵長に対する業務停止命令及び指示（名称不明示、再勧誘、不実告知、判断力不足便乗）
2 月 9 日	訪問販売業者株式会社クラモトに対する業務停止命令（勧誘目的不明示、再勧誘、公衆の出入りしない場所での勧誘、迷惑勧誘）
	電話勧誘販売業者株式会社美研に対する業務停止命令及び指示（勧誘目的不明示、再勧誘、不実告知、迷惑勧誘）
2 月 14 日	電話勧誘販売業者セゾナルファ株式会社に対する業務停止命令及び指示（不実告知、迷惑勧誘、再勧誘、氏名・勧誘目的等不明示、契約書面の虚偽記載及び不備記載）
	電話勧誘販売業者グローバルスクエア株式会社に対する業務停止命令及び指示（不実告知、迷惑勧誘、再勧誘、氏名・勧誘目的等不明示、契約書面の虚偽記載及び不備記載）
	個人事業者に対する業務停止命令及び指示（不実告知、迷惑勧誘、再勧誘、氏名・勧誘目的等不明示、契約書面の虚偽記載及び不備記載）
3 月 8 日	電話勧誘販売業者「ルネッサ 2 1」、「ロイヤル 2 1」に対する業務停止命令（氏名等不明示、再勧誘、契約書面の不備記載、迷惑勧誘）
3 月 23 日	電話勧誘販売業者株式会社海善に対する業務停止命令（名称不明示、再勧誘、書面不備記載及び迷惑勧誘・迷惑解除妨害）
	電話勧誘販売業者株式会社 SONIC に対する業務停止命令（名称不明示、再勧誘、書面不備記載及び迷惑勧誘・迷惑解除妨害）
	電話勧誘販売業者（株）テレテックイノベーションズに対する指示（名称等不明示、書面不備記載）
3 月 29 日	電話勧誘販売業者株式会社ピーエヌサービスに対する業務停止命令（名称等不明示、再勧誘、契約書面の不備記載、迷惑勧誘）

(3) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

消費者庁は、平成 23 年度下半期に、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 7 条の規定に基づき、総務大臣と共同で、以下の 3 件の措置命令を行った。

実施時期	件 名
平成 23 年 10 月 18 日	有限会社ライズに対する措置命令（特定電子メールの送信の制限規定（同意の取得のない者への送信の禁止）違反）
12 月 2 日	合同会社ウインラックに対する措置命令（特定電子メールの送信の制限規定（同意の取得のない者への送信の禁止）及び表示義務違反）
平成 24 年 3 月 13 日	株式会社ソルに対する措置命令（特定電子メールの送信の制限規定（同意の取得のない者への送信の禁止）及び表示義務違反）

(4) 家庭用品品質表示法³³

消費者庁は、平成 23 年度下半期に、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 4 条第 1 項に基づき、4 件の指示を行った。

³³ 家庭用品品質表示法は、同法第 4 条第 1 項の指示に従わない場合に同条第 3 項にて公表することとされており、今回 4 件の指示のうち、指示に従わなかった事業者がいなかったため、内容の概要等は掲載しない。

(5) 消費者庁から関係機関等へ対応等の要求等を行ったもの

消費者庁は、平成23年度下半期に、関係機関等に対して、以下の3件の対応等の要求等を行った（消費者安全法に基づくものを除く。）。

実施時期	件名	内容	件数
平成23年 11月21日	エア遊具の安全点検等の呼びかけ	幼児がボールプールタイプのエア遊具から出る際に、出入口に設置されていた網のほつれに指がからみ、指先を切断する事故が発生した。このような事故を防止するために、全国のエア遊具事業者や他の遊戯施設事業者に対し、遊具の点検と安全管理の徹底を呼びかけた。	1
11月22日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について	インターネットにおいて健康食品等の虚偽・誇大表示のおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者に対し、表示の適正化を求めるメールを送信するとともに、このことをショッピングモール運営事業者にも通知し、協力を要請した。	1
平成24年 2月3日	生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果について	富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて、平成23年10月1日より施行された生食用食肉の規格基準及び表示基準について、都道府県等が実施した監視指導結果を取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対して、生食用食肉の表示基準に係る監視指導の徹底・周知を要請した。	1

2. 各種情報提供

(1) 安全に関する情報提供

消費者庁では、子どもの不慮の事故を予防するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している。その一環として、ホームページで子どもの事故予防等に関する情報を提供し、平成24年3月22日に、ホームページ上のコンテンツに事故の内容やその予防策を表すイラストを加え、より読みやすく、分かりやすくするとともに、体験談等を基に新たな項目を追加し、その充実を図った。

また、毎週木曜日に「子ども安全メール from 消費者庁」（以下「子ども安全メール」という。）を配信している。平成23年度下半期は以下25件³⁴の配信を行った。なお、子ども安全メールの平成24年3月31日現在の登録者数は20,220人である。

さらに、平成24年3月10日に「子どもの事故予防の大切さを伝えます。」をテーマにシンポジウムを開催した。

実施時期	タイトル
平成23年 10月6日	乗車中はチャイルドシートの使用を！
10月13日	ベビーカーによる指挟み込み事故防止のため、ヒンジカバーの配布を受けて！
10月20日	子どもの安全を守る、ライターの規制
10月27日	ハイハイを始めたら、階段は危険ゾーン！
11月2日	银杏（ぎんなん）の食べ過ぎに気をつけて！
11月10日	小児救急電話相談をご存知ですか？
11月17日	RSウイルス感染症にご注意を！
11月24日	加湿器によるやけどにご注意を！
12月1日	お子様の3D（立体）映像鑑賞には十分な配慮を！
12月8日	何でも危険物になります！～体験談の御紹介13～
12月15日	ハチミツは、1歳を過ぎてから！
12月22日	湯たんぽによる低温やけどに気をつけて！
平成24年 1月5日	新年にあたって
1月12日	自動ドアで立ち止まらないで！～体験談の御紹介14～
1月19日	コンセント周りは要チェック！
1月26日	魚の骨がのどに刺さったら
2月2日	お風呂ではお子様から目を離さないで～体験談の御紹介15～

³⁴ 平成23年10月6日「乗車中はチャイルドシートの使用を！」にて行った追伸配信はカウントしていない。

実施時期	タイトル
2月9日	スリングなど赤ちゃん用子守帯にご注意を
2月16日	指挟み防止グッズの手作りはいかが？
2月23日	トイレは意外な危険ゾーン
3月1日	防災頭巾選びは慎重に
3月8日	小さな磁石（マグネット）の誤飲で手術！
3月15日	万が一のために、応急処置を覚えましょう
3月22日	滑り台での転落事故にご注意を！
3月29日	電気ポットによるやけどにご注意

このほか、消費者庁は、平成23年度下半期において、以下2件の安全に関する情報提供を行った。

実施時期	件名
平成23年 12月22日	こんにやく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況について
平成24年 1月6日	販売されたポータブルDVDプレーヤーの一部にリコール製品があったことについて

(2)表示・取引に関する情報提供

消費者庁は、平成 23 年度下半期に、事業者自ら家庭用品品質表示法上の不適正表示があったとの申出に基づいて、以下の 10 件の消費者への注意喚起³⁵をホームページに掲載した。

番号	件名
1	株式会社リンク・セオリー・ジャパン（ダウンベスト、ダウンジャケット、ダウンコートの不適正表示について）
2	株式会社ファミリア（女兒用タイツの不適正表示について）
3	株式会社ゴールドウイン（子供用長袖シャツの不適正表示について）
4	株式会社自重堂（作業服の不適正表示について）
5	株式会社ニューヨーカー（紳士バッグの不適正表示について）
6	イトキン株式会社（紳士用ニットの不適正表示について）
7	イズミヤ株式会社（毛布、敷きパッド、掛布団カバー、カーペットの不適正表示について）
8	株式会社ジュー（セーターの不適正表示について）
9	株式会社サンエー・インターナショナル（女性用ブラウスの不適正表示について）
10	株式会社ケーヨー（バスケットの不適正表示について）

このほか、消費者庁は、平成 23 年度下半期において、以下 5 件の表示・取引に関する情報提供を行った。

実施時期	件名
平成 23 年 10 月 28 日	「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」の公表について
11 月 1 日	海外ショッピングでのトラブルに関する消費者相談窓口「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」の開設について
11 月 11 日	スクーバダイビングショップにおける料金等の表示の適正化について
11 月 25 日	留学サービスに関する新たな認証制度について
平成 24 年 2 月 3 日	葬儀事業者における葬儀費用に係る表示の適正化について

³⁵ 事業者からの申出等に基づいて、消費者に情報提供している。

(3) 「東日本大震災」に関する情報提供

東日本大震災及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、消費者庁は、様々な取組を進めてきた。特に、食品と放射能の問題については、消費者の目線に立って食の安全・安心を確保するため、関係省庁、地方自治体及び独立行政法人国民生活センターと連携しつつ、①消費サイドでの放射性物質検査体制の整備、②消費者への分かりやすい情報提供、③消費者とのリスクコミュニケーションの強化に取り組んだ。

食品中の放射性物質の検査については、原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、食品の供給サイドから、各自治体等において行われている。一方、消費者からの不安の声が大きいことから、消費者庁では、消費者の安全・安心をより一層確保するため、国民生活センターと共同で地方自治体に放射性物質の検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備した。具体的には、国民生活センターから自治体に対して、合計393台の検査機器を貸与することとし、順次配備を進めている。また、検査を担当する自治体職員等を対象とした研修会も随時開催した。なお、配備した検査機器による検査結果については、各自治体において公表しており、消費者庁のホームページ上からもアクセスできるようにして消費者への情報提供を行った。

消費者への分かりやすい情報提供としては、消費者庁は、ホームページに特設ページを設け、暫定規制値を超える放射性セシウム等が検出された食品について、出荷制限等の対象品目、生産地域等を情報発信した。また、「食品と放射能Q&A」の冊子を改訂し、関係自治体等に配布した。さらに、事故後の緊急的対応としてではなく、長期的な観点から、厚生労働省において食品中の放射性物質に関する新たな基準値が設定されたことから、消費者庁や厚生労働省では、リーフレットやチラシを作成し、消費者に対する情報提供を行っている。

さらに、消費者とのリスクコミュニケーションを強化し、消費者庁が主催するシンポジウム形式のリスクコミュニケーションを2回、消費者団体等と消費者庁が共催するリスクコミュニケーションを10回開催したほか、自治体や消費者団体等が開催する講演会等への講師紹介・派遣を24回実施した。

実施時期	行事等名称	場所	備考
平成23年 10月3日	福島県 放射性物質検査機器の貸与等に関する市町村説明会	福島県 郡山市	消費者庁から講演者を派遣
10月8日	我孫子市及び我孫子市消費者の会共催講演会「食品と放射能について」	千葉県 我孫子市	消費者庁から講演者を派遣

実施時期	行事等名称	場所	備考
10月20日	群馬県 放射性物質検査機器の貸与等に関する市町村説明会	群馬県 前橋市	消費者庁から講演者を派遣
11月5日 11月6日	名古屋市主催「名古屋市消費生活フェア」	愛知県 名古屋市	消費者庁から講演者を派遣
11月11日	石川県消費者団体連絡会・消費者庁共催講演会「放射性物質と食品の安全性」	石川県 金沢市	石川県消費者団体連絡会との共催
11月21日	全国消費者団体連絡会・消費者庁共催セミナー「放射性物質汚染問題と私たちの暮らし2 安心して食べるために知っておきたいこと」	東京都 新宿区	全国消費者団体連絡会との共催
11月21日	岩手県・久慈市共催セミナー「食品の安全～放射能は大丈夫？」	岩手県 久慈市	消費者庁から講演者を派遣
11月28日	静岡県消費者団体連盟・消費者庁共催「放射能の基礎と食品の放射能汚染について」	静岡県 静岡市	静岡県消費者団体連盟との共催
11月29日	福島商工会議所主催食の安全安心セミナー「食品と放射能」	福島県 福島市	消費者庁から講演者を派遣
11月29日	消費者庁平成23年度地方消費者グループ・フォーラム（北海道ブロック）	北海道 札幌市	消費者庁主催
12月8日	京都生活協同組合主催「放射性物質による食品への影響に関わる学習会」	京都府内	消費者庁から講演者を派遣
12月13日	岩手県一関市主催「食品と放射能に関する講演会」	岩手県 一関市	消費者庁から講演者を紹介
12月15日	京都生活協同組合主催「放射性物質による食品への影響に関わる学習会」	京都府 京都市	消費者庁から講演者を派遣
12月19日	京都生活協同組合主催「放射性物質による食品への影響に関わる学習会」	京都府 与謝野町	消費者庁から講演者を派遣
平成24年 1月14日	小山市・消費者庁共催「第33回小山市消費生活展」	栃木県 小山市	小山市との共催
1月17日	福島県・消費者庁共催「第二回食の安全・安心アカデミー（消費者コース）」	福島県 福島市	福島県との共催
1月18日	福島県・消費者庁共催「第二回食の安全・安心アカデミー（消費者コース）」	福島県 郡山市	福島県との共催
2月3日	生活協同組合コープこうべ主催「食の安全学習会 放射性物質と食品の安全性Part3」	兵庫県 神戸市	消費者庁から講演者を紹介
2月3日	浜松市主催「平成23年度消費生活講演会」	静岡県 浜松市	消費者庁から講演者を紹介
2月5日	熊本県薬剤師会主催「食の安全と行政機関・団体の役割」	熊本県 熊本市	消費者庁から講演者を派遣

実施時期	行事等名称	場所	備考
2月6日	豊田市主催「平成23年度栄養教諭・学校栄養職員研修会」	愛知県 豊田市	消費者庁から講演者を派遣
2月7日	香取市・香取市消費者協議会共催「平成23年度第2回香取市消費生活講座」	千葉県 香取市	消費者庁から講演者を派遣
2月9日	習志野市消費生活研究会・習志野市・消費者庁共催「第2回平成23年度習志野市消費生活講座」	千葉県 習志野市	習志野市消費生活研究会との共催
2月10日	奈良県主催・消費者庁後援「放射性物質の食と健康への影響について」	奈良県 橿原市	消費者庁から講演者を派遣
2月11日	狛江市消費者団体連絡会・消費者庁共催「食品と放射能」	東京都 狛江市	狛江市消費者団体連絡会との共催
2月17日	鳥取県生活協同組合連合会・消費者庁共催「第45回鳥取県消費者大会」	鳥取県 鳥取市	鳥取県生活協同組合連合会との共催
2月23日	消費者庁主催「食品と放射能について、知りたいこと、伝えたいこと」	茨城県 水戸市	消費者庁主催
2月24日	越谷市消費生活センター連絡協議会主催「食品と放射能」	埼玉県 越谷市	消費者庁から講演者を派遣
2月25日	蕨市主催「第44回蕨市消費生活展」	埼玉県 蕨市	消費者庁から講演者を派遣
2月26日	大北漁業協同組合連絡協議会主催「河川湖沼浄化講演会」	長野県 大町市	消費者庁から講演者を紹介
2月28日	東京都消費生活総合センター主催「平成23年度第3回消費者団体情報交流集会」	東京都 新宿区	消費者庁から講演者を派遣
3月3日	下野市主催「第2回下野市消費者まつり～地域で広げよう消費者の安全・安心～」	栃木県 下野市	消費者庁から講演者を紹介
3月8日	京都市中央卸売市場主催「水産物部食品品質管理委員会講習会」	京都府 京都市	消費者庁から講演者を紹介
3月14日	全大阪消費者団体連絡会・消費者庁共催「放射性物質の食品の基準値を考える学習会」	大阪府 大阪市	全大阪消費者団体連絡会との共催
3月15日	江東区主催「第2回食品安全セミナー」	東京都 江東区	消費者庁から講演者を派遣
3月28日	新座市主催「平成23年度消費生活講座放射能のこと～わたしたちの食は大丈夫？～」	埼玉県 新座市	消費者庁から講演者を派遣

(4) その他の情報提供等

消費者庁が主催する外部有識者が参画する各種研究会等のうち、平成23年度下半期に、取りまとめ結果が公表され、情報提供されたものは以下のとおりである。

取りまとめ時期	研究会名	内 容
平成23年 12月8日	消費者の財産被害に係る行政手法研究会	①財産に対する重大な被害の拡大・防止のための行政措置、②行政による経済的不利益賦課制度、③財産の隠匿・散逸防止策について検討するため、研究会を開催し、まず、①について検討を行い、その結果を取りまとめた。
12月12日	貴金属等の訪問買取りに関する研究会	貴金属等の訪問買取りに関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制の在り方について検討し、中間取りまとめを行った。
平成24年 3月5日	食品表示一元化検討会	食品表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法、健康増進法等により、表示すべき事項が定められているが、食品表示の一元化に向けた検討を行い、中間論点整理を取りまとめた。

3. 独立行政法人国民生活センターによる情報提供

独立行政法人国民生活センターにおいて、平成 23 年度下半期に、情報提供を行ったものとして以下の 37 件があった（平成 23 年 10 月 1 日以前に情報提供を行った案件の追加情報として情報提供を行ったものを除く。）。

実施時期	件名
平成 23 年 10 月 6 日	消石灰による失明事故発生 キックスケーターで転倒した際にハンドルの端で右ほおを裂傷（相談解決のためのテストから No. 6） 基材に鉛が含まれる工芸用金属シート（相談解決のためのテストから No. 7） 誤った接続によって発火したポータブル充電器（相談解決のためのテストから No. 8）
10 月 17 日	「東日本大震災」で寄せられた消費生活相談情報（第 5 報）－発生から半年間の相談の推移－
10 月 19 日	オーストラリア、カナダ、中国…各国から届く「海外宝くじ」が再び増加！ －誘いにのらない！買わない！信用しない！－
10 月 24 日	国民生活センターや国民生活センターの関係者をかたる怪しい電話にご注意！
10 月 27 日	「買い取る」を口実にした外国通貨の取引にだまされないで！ アートメイクの危害
11 月 1 日	市役所職員をかたる還付金等詐欺が再び増加！－急かしながら、スーパーやコンビニの ATM へと誘導する新たな手口－
11 月 10 日	廃業した国内商品先物取引業者から被った損金を「取り戻す」という怪しい勧誘－「隠し財産が見つかった」「返金される」の言葉にだまされないで！－ 車輪を固定するハブボルトが折損し走行不能となった自動車（相談解決のためのテストから No. 9） 不織布から金属製のノーズワイヤが突き出るマスク（相談解決のためのテストから No. 10）
11 月 14 日	安愚楽牧場に関するトラブル速報！第 3 弾－「被害を取り戻す」という二次被害のトラブルに気をつけて－
11 月 29 日	国民生活センターを名乗り、消費者ホットラインを案内する怪しい電話にご注意！
12 月 1 日	急増するスマートフォンのトラブル 悪質“出会い系サイト”における高額請求の被害－収入が得られると誘導されたサイトでメール交換－

実施時期	件名
12月8日	家庭用電動工具の使い方に注意！－指の切断や内臓損傷の事故も－
	使い捨てカイロを入れていたら低温やけどになったポケット付きの腹巻き（相談解決のためのテストから No. 11）
	耳の中で膨張して取り出せなくなったビーズ（相談解決のためのテストから No. 12）
12月22日	比較的安価な放射線測定器の性能－第2弾－
	歯科インプラント治療に係る問題－身体的トラブルを中心に－
平成24年 1月19日	水でぬらすだけで冷感が得られることをうたったタオル－湿疹・かぶれの原因となることも－
	タンクに入れて使う節水器具でトイレの水が止まらなくなった！！（相談解決のためのテストから No. 13）
	取っ手部に体重をかけると転倒する外作業用の椅子（相談解決のためのテストから No. 14）
2月2日	開運ブレスレットや数珠の購入をきっかけに、“除霊のため”“運気を上昇させるため”と、次々に開運商品を売りつける手口に要注意！
	実体不明の「グリーン電力証書」の販売トラブル－太陽光発電事業の加盟店入会の勧誘にだまされないで－
	ペットのインターネット取引にみるトラブル
	金属部分のバリで指を切り、布団も破れた布団干し（相談解決のためのテストから No. 15）
	ラジウム温泉と同等になるとうたった浴用岩石と岩塩（相談解決のためのテストから No. 16）
3月1日	システムキッチンのステンレスシンクのさびに注意！
	ミネラル成分の溶出が極めて少ない入浴剤（相談解決のためのテストから No. 17）
	雨漏りのおそれのある、軽量のテント（相談解決のためのテストから No. 18）
3月15日	薄型テレビの転倒防止対策の重要性
	「賞金が当たった」という詐欺的なDMに注意！－全国の消費生活センターに寄せられたDMの分析をふまえて－
	増加する自動車の売却トラブル－震災後の自動車不足を背景に、強引な買い取りや解約トラブルが－
3月29日	「美容医療・契約トラブル110番」の実施結果報告